

(別記116) 利用意向調査書

様式例第13号の1-1 改

利用意向調査書

年 月 日

住所

氏名

殿

〇〇〇農業委員会会長 〇〇 〇〇

下記農地は、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる（その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる）ことから、農地法第32条第1項の規定に基づく利用意向調査を行いますので、利用意向調査票に必要事項を記入の上、〇月〇日(注)までに返信してください。

(注) 発出から1か月以内の範囲で設定すること。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)

2 利用状況

(1) 調査年月日

(2) 利用状況

3 留意事項

(1) 固定資産税及び都市計画税の措置

以下のいずれかに該当する場合には、農地法第36条の規定に基づき農地中間管理機構と協議すべき旨を勧告しますので、留意願います。ただし、その農地が農業振興地域外である場合や、正当の事由があるとき（農地中間管理機構から、その農地が農地中間管理事業規程において定められた基準に適合しない旨の通知があった場合等）は、この限りではありません。

なお、当該勧告にも応じなかった場合には、都道府県知事の裁定により、当該農地に農地中間管理機構の利用権が設定される可能性があります。また、勧告が行われると、当該勧告の対象となった農地の固定資産税及び都市計画税の評価額が引き上げられ、固定資産税額及び都市計画税額

が増えることとなります。

ア 自ら耕作する意思を表明した場合において、その表明のあった日から起算して6か月を経過した日においても、その農業上の利用の増進が図られていないとき。

イ 自ら所有権の移転・賃貸借の設定を行う意思を表明した場合において、その表明のあった日から起算して6か月を経過した日においても、これらの権利の設定又は移転が行われていないとき。

ウ 農業上の利用を行う意思がないとき。

エ 本通知発出日から起算して6か月を経過した日においても意思の表明がないとき。

(2) 市町村長による措置命令

当該農地における病虫害の発生等の事由により、当該農地の周辺地域における営農条件に著しい支障が生じる等と認められる場合には、農地法第42条の規定に基づき市町村長が、当該農地の所有者等に対し、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずる場合がありますので、留意願います。

(記載要領)

- 1 通知の相手方が複数いる場合は、あて名は連名にした上でそれぞれに通知すること。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

(備考)

- 1 必要に応じて、農地中間管理事業の概要等を別途記載することができます。
- 2 農地の所在等欄は、必要に応じ、行を加除することができます。
- 3 電子メールにて返信する場合は、xxxxx@xxxx.lg.jp宛て送信してください。